

ゆきのせいぼえん しせつ じゅうようじこうせつめいしょ
雪の聖母園 施設サービス重要事項説明書

雪の聖母園での生活で大事なことやあなたが利用できるサービスについて説明します。
 わからないことがあったら遠慮なく、わかるまで聞いてください。

1、雪の聖母園を運営している事業者

事業者の名称	社会福祉法人 雪の聖母園
事業者所在地	北海道樺戸郡月形町字当別原野215番地
代表者氏名	理事長 地主敏夫
電話番号	0126-53-2417
FAX番号	0126-53-3989

2、雪の聖母園について

施設の種別	指定障がい者支援施設
施設の名称	雪の聖母園
管理者	上坂隆一
施設の場所	北海道樺戸郡月形町字当別原野215番地
電話番号	0126-53-2417
FAX番号	0126-53-3989
利用定員	施設入所支援60名、就労移行支援10名、就労継続支援B型33名、生活介護50名、自立（生活）訓練6名
運営の方針	<p>1、「たがいにたすけあう」という思いやりの心を養う。職員はAssistantの立場をとる。楽しいホームづくりを常に考えていく。</p> <p>2、利用者のうちに神の映像を見て、人格をあくまでも尊重し、万人が望んでいる至上の幸福を願う。</p> <p>3、ホームにおける共同生活を通じて、正しい生活の知恵、具体的な判断能力、人間らしい細やかな情操を養う。</p> <p>4、利用者に信頼し（信）、学園に希望し（望）、相互に愛（愛）をもつ。</p>
開設年月日	平成18年10月1日
事業者番号	0116100264

3、雪の聖母園の設備について

(1) 雪の聖母園本体

①施設

構造	鉄筋コンクリート造
----	-----------

建設面積	3,282.93㎡
敷地面積	23,957.16㎡

②居室

居室の種類	居室の数	面積	備考
一人部屋	38室	12,2㎡	ベッド、タンス、カーテン付き
二人部屋	21室	16,8㎡	ベッド、タンス、カーテン付き

③主な設備

設備の種類	室数	面積	備考
食堂ホール	1箇所	120,0㎡	
相談室	1室	14,6㎡	
テイルーム	6箇所	各51,0㎡	各棟2箇所
大浴場	男女各1箇所	男55,4㎡ 女43,8㎡	
医務室	1室	30,0㎡	
静養室	男女各1室	各6,9㎡	医務室内に設置
ユニットバス	6箇所	各8,7㎡	各棟男女各1箇所
洗濯・洗面室	男女各3室	男各19,7㎡ 女各15,4㎡	各棟男女各1箇所
ショートステイ	2床	各12,2㎡	C棟内

(2) 就労支援センター

①施設

構造	鉄筋コンクリート造
建設面積	729.93㎡
敷地面積	9,488.16㎡

②主な設備

設備の種類	室数	面積	備考
食品加工室	1室	37,53㎡	
作業室	3室	各38,88㎡	
支援員室	1室	各35,28㎡	
休憩室	1室	40,23㎡	
トイレ	1ヶ所	29,16㎡	車椅子用トイレ併設

4、雪の聖母園の職員について

(1) 職員の配置

職 種	人数	仕 事 の 内 容	備 考
管理者	1人	施設全体の運営・管理の責任者	
事務長	1人	法人及び施設の事務責任者	
生活支援部長	1人	利用者の生活支援全般に関する責任者	
就労支援部長	1人	利用者の就労支援全般に関する責任者	
地域支援部長	1人	利用者の地域支援全般に関する責任者	兼務
生活支援課長	1人	生活支援全般に関する現場統括	
就労支援係長	1人	就労支援全般に関する現場統括	
地域支援係長	1人	地域支援全般に関する現場統括	
生活支援主任	1人	生活支援利用者の日常的な支援の統括	
介護支援主任	1人	介護支援利用者の日常的な支援の統括	
地域支援主任	2人	地域の利用者の日常的支援の統括	
生活支援員	26人	利用者の生活・就労全般に関する支援	
就労支援員	1人	利用者の社会就労に関する支援	
職業指導員	2人	利用者の日中活動支援	
用務員	3人	洗濯・清掃業務	
医師	1人	利用者の精神医療的支援	嘱託
保健師・看護師	2人	利用者の日常的な健康管理	
栄養士	1人	食事の栄養計算や献立作り	
事務員	2人	給付費の申請や金銭の出し入れ	
管理員	2人	建物および環境の整備	
地域支援員	3人	地域サービス支援業務全般	
世話人	7人	地域生活者の生活のサポート	

(2) 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
管理者	通常（8：45～17：45）で勤務
生活支援部	日勤（8：45～17：45） 早番（7：00～16：00） 遅番（12：30～21：30） 当直（8：45～22：00） 明番（7：00～11：30） 夜勤（16：00～翌10：00）
就労支援部	日勤（8：15～17：15）

ちいき 地域サービス部	にっきん 日勤1 (9:30~18:30) にっきん 日勤2 (8:45~17:45) はやばん 早番 (6:45~15:45) おそばん 遅番 (12:00~21:00) とうちよく 当直 (8:45~22:00) あけばん 明番 (7:00~11:30) やきん 夜勤 (16:00~翌10:00)
かんでし 看護師	つうじよう 通常 (8:45~17:45) で勤務
えいようし 栄養士	つうじよう 通常 (8:45~17:45) で勤務
かんにいん 管理員	つうじよう 通常 (8:45~17:45) で勤務
じむいん 事務員	つうじよう 通常 (8:45~17:45) で勤務

5、雪の聖母園でのサービス

(1) 介護給付費・訓練等給付費によるサービス

① 日常生活のサービス

サービスの種類	サービスの内容
にゅうよく 入浴	きほんてき しゅう かい 基本的に週3回としますが、利用者の状況・希望により随時実施します。
はみがき、せんめん 歯磨き、洗面	りようしや じょうきよう てきせつ おこな 利用者の状況により適切に行います。
トイレ	りようしや じょうきよう てきせつ おこな 利用者の状況により適切に行います。
がいしゅつ 外出	りようしや じょうきよう きぼう こうりよ てきせつ おこな 利用者の状況・希望を考慮し適切に行います。
そうだん 相談	すいじう づ 随時受け付けます。

② 就労支援サービス

サービスの種類	サービスの内容
さぎょうかつどう 作業活動	りようしや きぼう こうりよ にちゅうかつどう しえん 利用者の希望を考慮し日中活動を支援します。 きてい ころちん しきゅう 規程により工賃を支給します。
しゃいかい くんれん 社会訓練	しゃいかい じりつ しゅうろう ひつよう たいりよく こうじよう ちしき しゅうとく 社会自立や就労に必要な体力の向上や知識マナーの習得に ついての支援をします。
しゃいかい しゅうろうかつどう 社会・就労活動	かんけいきかん れんけい ちいき じりつ しゃいかいせいかつ おく 関係機関と連携し地域において自立した社会生活を送るための しえん 支援をします。また、しょくばじしゅうなどしゅうろう む しえん 職場実習等就労に向けた支援をします。

③ 生活環境のサービス

サービスの種類	サービスの内容
きよしつ 居室などの清掃	ひつよう おう しえん 必要に応じて支援します。
せんたく・いるいせいり 洗濯・衣類整理	ひつよう おう しえん 必要に応じて支援します。

④保健・医療サービス

サービスの種類	サービスの内容
健康管理	利用者の状況により適切に行います。
薬について	管理及び服薬支援を適切に行います。
通院・治療	利用者の状況により適切に行います。

(2) 給付費対象外のサービス

サービスの種類	サービスの内容
食事	栄養士の立てる献立により、委託業者「魚国総本社」が調理、提供します。 朝食7:45～、昼食12:00～、夕食17:45～
特別食	利用者の希望や身体の状況により適宜用意します。
行事等	レクリエーションやクラブ活動、余暇活動を支援します。
金銭管理	利用者の希望により預金通帳、金融機関の印鑑、年金証書等の お預かり、日常の出入金、各種支払代行等を行います。
事務手数料	利用者の希望により各種申請、届出を代行します。
入院付添	利用者の希望により必要に応じて職員が付添います。
作業・就労支援	作業や職場実習、就労に向けての支援をします。
その他個人に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> 個人で使用する日用品、被服、寝具類。 個人の教養・娯楽に関するもの。 嗜好品、贅沢品の購入に係る費用。 調髪費用。 入退所時や帰省の送迎等に係る費用 指定医療機関以外の通院に関する費用 その他別途協議の上定めたもの。

6、雪の聖母園の利用料（年度途中でも変更になる場合があります）

(1) 介護給付費・訓練等給付費対象サービス利用料金

・介護給付費・訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち9割が介護給付費・訓練等給付費の給付対象になります。事業者が介護給付費・訓練等給付費の給付を市町村から代理受領する場合、利用者負担分としてサービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害者福祉サービス受給者証をご確認下さい。

(2) 介護給付費・訓練等給付費対象外サービス利用料金

・以下のサービスについては利用料金を頂きます。食費、光熱水費に関しては低所得

の方のために個別減免や補足給付があります。食事の日額は朝昼夕の3食分です。
3食とも不要な場合で3日前までに申し出があった場合は1日単位で頂けません。

サービスの種類	利用料金
食事	日額1,575円 標準月額47,880円
金銭管理サービス	1,500円
光熱水費	9,880円
日常生活費	2,000円
個人で使用する日用品	実費
個人の教養・娯楽に関するもの	実費
嗜好品、贅沢品の購入に係るもの	実費
調髪費用	実費
帰省やその他送迎に係る費用	ご本人ご家族共 1kmあたり20円
各種申請事務手数料等	在園証明書等の発行 200円 ファックス送信・コピー代 1枚10円 保険等申請手数料 1件500円
指定医療機関以外の通院に係る費用	帰省・送迎と同様
入院付き添い	一泊 3800円
被服・寝具	共用の物品以外のもの
作業・就労支援に係るもの	実費

(3) 利用者負担金の支払方法

・上記利用料金で請求が必要な場合は、1ヶ月ごとに計算し翌月の15日までに請求しますので、翌月の末日までにお支払いください。

7、苦情および虐待防止等の相談窓口

(1) 雪の聖母園での窓口

苦情解決責任者	雪の聖母園 管理者 上坂隆一
苦情受付担当者	本体～課長 前田幸男 主任 窪田美星子 就労～係長 舘花真 地域～係長 広井由香利
第三者委員	高松 郁 (53-3847) 堀 千代 (53-3956)

(2) その他の機関

月形町保健福祉総合センター	月形町市北6 37-2111
北海道福祉サービス 運営適正化委員会	札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7 3階 (011) 204-6310

8、利用者の記録および情報の管理

(1) 記録

- ・利用者の記録については、個人情報保護法および雪の聖母園個人情報管理規程に基づき適正に保管します。(退所後5年間を含む)

(2) 個人情報の取扱い

- ・利用者の個人情報については、個人情報保護法および雪の聖母園個人情報管理規程に基づき適正に管理します。また、個人情報の提供については雪の聖母園個人情報管理規程に基づき、本人の同意の上行うこととします。

8、協力医療機関

病院名	住所	電話番号
月形町立病院	月形町市北6	0126-53-2241
岩見沢市立病院	岩見沢市9条西7丁目2	0126-22-1650
医療大学歯学部	石狩郡当別町金沢1757	01332-3-1211
近藤眼科	江別市4条5丁目12	011-382-4121
いとう耳鼻科	江別市大麻東町13-17	011-387-1133

9、非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「雪の聖母園消防計画」により対応します。
平常時の訓練	上記計画により、年2回夜間想定訓練を含めた避難・防災訓練を実施します。
防災設備等	自動火災報知機、誘導灯、防火扉、非常用自家発電装置、非常通報装置、スプリンクラー設備 カーテンは防災性のものを使用しています。
消防計画届	平成22年4月1日

10、事故発生時の対応

- (1) 何らかの事故が発生した場合は、速やかに管理者もしくは関係機関に連絡し、敏速に対応にあたります。また事故に関する報告書を作成し、再発の防止に心がけます。
- (2) 事故に備えて、A I U損害保険が障害者補償会アイライフに自己負担で加入していただきます。

ゆきのせいぼえん 利用 に関する説明は以上です。書いてあることがわかりましたら説明を受け
たことを確かめるため、署名・押印をして下さい。

平成 年 月 日

利用者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印

(続柄)

当事行所は 様への施設サービスの提供にあたり、

上記のとおり重要事項について説明しました。

説明者 印

事業者 住所 榎戸郡月形町字当別原野215番地

名称 障がい者支援施設 雪の聖母園

代表者 管理者 上坂 隆一 印